

~~~~~

## 午前 10 時 00 分 開会

○岡田議長 これより令和 8 年米子市議会 4 月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

稲田議員は本日の会議は欠席でありますので、御了承願います。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、報告書のとおり御了承願います。

なお、本日の議事日程は、配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

### 第 1 会議録署名議員の指名

○岡田議長 それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、中田議員及び森田議員を指名いたします。

~~~~~

### 第 2 会期の決定

○岡田議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日

限りと決定いたしました。

~~~~~

### 第 3 議案第 59 号

○岡田議長 次に、日程第 3、議案第 59 号、米子市議会の議員が長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

戸田議会運営委員長。

○戸田議員（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第 59 号について、委員会を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 59 号、米子市議会の議員が長期欠席をした場合等における議員報酬及び期末手当の特例に関する条例の制定については、米子市議会の議員の職責及び米子市議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員が長期欠席をした場合における議員報酬及び期末手当に関し、米子市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定めるため制定しようとするものであります。

何とぞ全議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○岡田議長 これより本件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 別がないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

先ほど中田議員ほか4名から、議案第60号、稲田清議員に対する辞職勧告決議についてが提出されました。

お諮りいたします。本件については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程 議案第60号

○岡田議長 それでは、本件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田議員。

○中田議員（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第60号について、議員有志を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案第60号は、稲田清議員に対する辞職勧告決議についてであります。

我々米子市議会議員は、市民の厳粛な負託を受け、市議会とい

う市政における議決機関を構成する者として、市民の模範となるべき高い倫理観と品位を保持しなければなりません。米子市議会基本条例及び米子市議会議員政治倫理条例では、議員に対し、地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を厳に慎み、市民の信頼に値する高い倫理観を自覚し、その品位保持に努めることが厳格に義務づけられております。

しかしながら、今般、稲田清議員は、受託収賄容疑で逮捕され、その後も勾留が続くという事態に至りました。これはたとえ起訴前の段階であり、推定無罪の原則があるとはいえ、現職の議員が刑事事件の容疑者として、長期間、議員としての職責を全うできない状況にあること自体、極めて重い事実であります。

このようなことは、明らかに本市の条例が定める議員としての義務に違反するものであり、議会に対する市民の信頼を根底から失墜させるものであります。特に次期米子市議会議員選挙を目前に控えた今、この深刻な事態を放置し、市民に対して何ら明確な姿勢を示さないまま選挙を迎えることは、議会の自己浄化能力を放棄するものと言わざるを得ません。

よって、米子市議会は、毅然とした態度をもって稲田清議員に対し、事態の重大さと自らの社会的・道義的責任を真摯に受け止め、議員としての責任を明確にするため、速やかにその職を辞することを勧告するものであります。

以上、決議することにつきまして、何とぞ全議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○岡田議長 これより本件に対する質疑に入ります。

土光議員。

○土光議員 稲田議員が逮捕、勾留され、議員としての職責を全うできない事態に陥ったことに関して、起訴または不起訴の判断が検察によりなされていない現時点で、そのような事態を招いた責が彼にあると判断するのかどうかお聞きします。もしそうである場合、そのように考える理由をお聞きします。

○岡田議長 中田議員。

○中田議員 土光議員の質問にお答えいたします。

御質問の逮捕、勾留され、議員としての職責を全うできない事態を招いたその責任、それにつきましては本人にあるものと判断いたします。

そしてその理由といたしまして、米子市議会基本条例第13条第1項において、議員に対し、地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないという極めて高い注意義務を課しているからであります。受託収賄事件という市政の根幹に関わる容疑、逮捕、勾留された事実は、たとえ司法の判断を待つまでもなく、この条例が求める不正を疑われるような行動をあらかじめ慎むという議員としての義務を果たせなかったことを意味します。そのような考え方から御提案申し上げます。

改めて、本決議は、刑事上の責任を問うものではなく、現職議員が条例の定める注意義務を果たせず、容疑をかけられ、逮捕、勾留されたことにより職務を物理的に全うできない状態を招き、さらに市民の信頼を著しく失墜させ、そのことが社会的・道義的責任を問うものであるという認識であります。そのことを改めて強調させていただきたいと思っております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 逮捕のみという事実、つまり起訴、不起訴の判断以前の時点で今回の辞職勧告決議案、これは起訴はされるものという前提でのものなのかどうか。そうであるならば起訴されるものと判断する理由は何でしょうか。もし不起訴になる可能性があるという前提もあるのならば、もし稲田議員が不起訴になってもこの決議案の内容は妥当であるという認識でしょうか。

○岡田議長 中田議員。

○中田議員 まず、逮捕された、要するに容疑をかけられただけでこの責任があるのかという御質問でございますが、これは繰り返しになりますが、基本条例第13条第1項は、結果としての有罪、無罪だけでなく、その前段階において、前段階で疑惑を持たれるおそれのある行為自体を慎むように求めております。重大な容疑をかけられ、逮捕にまで至ったという事実は、その注意義務を果たせなかったということであり、社会的・道義的責任の根拠として十分であります。したがって、司法の判断を待つまでもなく、議員としての責任を明確にし、自ら辞する状況にあると考えます。

それから不起訴となった場合、誤認逮捕とかですね、そういったものについての考え方ですが、議員が先ほど御指摘されたような、将来的に、司法判断におけるあらゆる可能性を否定するものではありません。

しかし、どのような事情があるにせよ、現に重大な容疑をかけられ、身柄を拘束されて、議会活動を停滞させ、市民に多大な不安と不信感を与えているという客観的事実は動きません。ここは

司法の場ではありません。市民の負託を得た議会という場で、市民代表による議決を諮る場所であります。本件が問うているのは、市民の代表として議員の品位と信頼を保ち、責任を全うすべき立場にある者が市民の信頼を失墜し、現にその職責を果たせない事実を招いていることに対する社会的・道義的責任であります。したがって、将来の司法判断のいかんにかかわらず、現在のこの事態そのものが条例の求める市民の信頼に値する高い倫理観に照らし、自ら職を辞する状況にあると判断するものであります。

○岡田議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 ほかにないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

門脇議員。

○門脇議員（登壇） 旧会派蒼生会、現在無所属の門脇一男です。私は、議案第60号、稲田清議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、私と稲田議員との関係を少しお話しさせていただきます。4年前の2年間、稲田議員が議長のとおり、私は副議長でありました。その後、会派蒼生会において、稲田議員が会長で、私は幹事長でした。言わば私は稲田議員と最も近い議員であり、最も親

しい議員でもありました。このような私がこの討論の場に立つべきかどうか深く思い悩みました。近しい関係だからこそ、また親しい関係だからこそ、この場に立って討論をすべきだという結論を導き出したものの、一方では、いたたまれない思いで今、私はこの場に立っています。

私たち議会は、2014年に議員発議で議員政治倫理条例を制定、施行いたしました。そこには議員は、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、市民の信頼に応え、市民の信頼に値する高い倫理観を自覚し、その品位保持に努めなければならないと、このことが厳格に義務づけられています。

また、議会基本条例には、議員政治倫理条例を遵守しなければならないとあり、加えて、議員は品位を損なう行為を慎み、地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならないと定めています。

稲田議員は、本年4月7日、受託収賄容疑で逮捕され、現在も勾留が続いている状況です。稲田議員は、現在、起訴・公判前ではありますが、辞職勧告決議にもありますように、現時点では推定無罪の原則があるものの、現職の議員が刑事事件の容疑者として逮捕、勾留され、議員としての職務を全うできない事態に至ったことは、極めて重い事実であります。

また、こうもあります。このような事態は、市民に多大なる不安と衝撃を与え、米子市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させました。これは、たとえ刑事司法上の判断が確定する前であっても、条例が求めている議員の品位や市民の信頼に値する高い倫

理観に照らし、議員としての社会的・道義的責任を免れるものではないと。全くそのとおりで、異論を挟む余地はないと考えます。

以上のことから、稲田議員は、事態の重大さと自らの社会的・道義的責任を真摯に受け止め、議員としての責任を明確にするため、速やかにその職を辞すべきであると考えますので、議案第60号、稲田議員に対する辞職勧告決議について賛成するものがあります。

議員各位の良識ある判断を求めますとともに、市議会にも市民からの一段と厳しい目が向けられていること、また市議会としても真摯な姿勢をもって襟を正す契機としなければならないことを付け加え、私の討論を終わります。

○岡田議長 ほかにございませんか。

矢田貝議員。

○矢田貝議員（登壇） 公明党の矢田貝香織でございます。

稲田清議員は、4月7日、受託収賄容疑で逮捕され、勾留が続いております。現時点では刑事裁判で有罪が確定するまでは罪を犯していない人として扱わなければならないとする推定無罪の原則により、稲田議員個人の人権は尊重され、保障されるべきものであると初めに申し上げます。

その上で、私は、ただいま上程されました議案第60号、稲田清議員に対する辞職勧告決議について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私たち市議会議員は、選挙により市民に選ばれた者であり、公人であります。365日、24時間、常にそのことを自覚するとともに、その負託に応えるべく懸命に努力をし続ける責任があり

ます。

市民の声に心を寄せ、多くの市民からの相談を受けながら、議員としての職責を遂行する上で自らを律するための行動規範としているのが米子市議会議員政治倫理条例であります。

その第1条には、議員が市民の厳粛な負託を受けたものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとしており、第4条第2項には、議員は、その地位を利用して、いかなる金品も受領してはならないと規定してあります。

また、第3条には、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとして、稲田議員を含めた私たち全議員が宣誓書を提出しています。

さらに、第2条第4項に、議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑いを持たれた場合は、自ら率先してその説明責任を果たさなければならないとあります。しかし、現状として稲田議員からの説明責任が果たされているとは言えないと断じるしかありません。

これら米子市議会議員政治倫理条例の各条文に照らし、稲田議員に対して、自身の責任を自覚し、議員を辞することをもって責任を果たされることを断腸の思いで勧めるものでございます。

今回のこの事案の重大さを深く受け止めた米子市議会の総意として、議案第60号、稲田清議員に対する辞職勧告決議について

可決することで市議会への信頼回復の一步となることを願い、私の賛成討論といたします。

○岡田議長 ほかにございませんか。

土光議員。

○土光議員（登壇） 土光均です。私は、本日、4月27日に提案されている稲田議員への辞職勧告決議に反対します。以下、その理由を述べます。

今回提案されている辞職勧告決議は、逮捕されているが、起訴までには至っていない段階で稲田議員が100万円を受け取っていると推定し、刑事事件の容疑者として逮捕、勾留され、議員としての職責を全うできない事態に至った責任が彼にあるとして、その結果、市民に多大なる不安と衝撃を与え、米子市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させ、議員としての社会的・道義的責任を免れるものではないと断じ、彼に辞職勧告を決議しています。

私は、逮捕されているという事実のみをもって、稲田議員が100万円を受け取っていると推定することは時期尚早だと考えます。最近の統計では、検察官で起訴する事件の割合は30%半ばです。つまり起訴率は30%半ばです。ちなみに起訴された場合の有罪率は99%を超えています。したがって、現時点で彼が100万円受け取っていると事実認定または推定することは、推定無罪の原則、あるいは議員としての社会的・道義的責任という観点から考えても適切ではないと考えます。

また、今回の辞職勧告決議に反対する主要な理由ではありませんが、私は、この決議に関して以下のように考えています。御存じのように、辞職勧告決議、決議をしたとしても法的拘束力は生

じません。私は、議員辞職勧告決議をすることの本質的な意味は、この人物は信任に値しない、つまりあなたが今後、議員活動することは不適切だと議会として特定の議員に烙印を押すことだと考えます。これを今回の事案に当てはめてみると、稲田議員はあと2か月で任期を終えます。自動的に議員ではなくなります。また、その間、状況からして議員活動をするのではないだろうと想定されます。そう考えると、今回の辞職勧告決議がなされたとしてもどのような意味があるのか、私は少々疑問に思っています。たとえ決議がなされても、それが「米子市議会に対する市民の信頼を著しく失墜」の回復にはつながるとは私には思えません。

今回の事件で議会が重く受け止めなければならないことは、議会での一般質問が金もうけの手段として利用された疑いがあるということです。市民にそのようなことがほかにもなかったのかなど、私たちの議会活動への疑念を生じさせていることだと思います。逮捕容疑が事実であるとしたら、例えば、なぜお金を渡した相手が稲田議員だったのか、他の議員には同様な働きかけはなかったのか、稲田議員が行ったことは議会質問だけだったのか、稲田議員の議会での質問で当局の対応に何らかの影響があったのか、そういった疑問が私を含めて市民の間ではあるのではないかと思います。ただ、当局の対応の影響に関しては、報道によれば市長は一切ないと否定しています。決して稲田議員の質問で何か市政が動いたということはないというふうに市長は断言をしています。

私は、このニュースを聞いたとき、実は複雑な思いでした。私は、今回の事件、稲田議員の質問で市政に影響があったかどうか、そのことが問題ではないと考えます。実際、稲田議員の猿の頭数

削減に関してのやり取り、この議場でなされました。改めて議事録を読んでみると、その内容は、事実に基づき、なるほどと思わせるものでした。そもそも私たち議員は、市民の様々な問題点、市政の課題に関し、議会での質問を通し市政をよりよい方向に変えていこう、影響を与えようとの思いで議員活動をしているのではないのでしょうか。

問題は、そこに金銭が介在することです。先ほど述べた市民の抱く疑念に対して、警察、検察でも取調べが行われていると推測しますが、議会としても独自に調査をすべきと私は考えます。そういった市民が抱いてる疑問、疑念に対して、議会として市民に対し説明責任を果たし、今後このようなことが起きないように仕組みをつくること、そうすることが「米子市議会に対する市民の信頼を著しく失墜」の回復につながると私は思います。単に辞職勧告決議を通して稲田議員を非難するだけでは信頼回復には到底及ばないのではないかと私は考えます。以上です。

○岡田議長　ほかにありませんか。

西野議員。

○西野議員（登壇）　会派自由創政、西野太一です。議案第60号、稲田清議員に対する辞職勧告決議に賛成の立場から討論いたします。

まず冒頭に、市議会としての信頼を損ねる事態となっていることに対し、市民の皆様には議員の一員として深くおわびを申し上げます。

その上で、まだ有罪か無罪かが確定していない段階で辞職勧告決議は時期尚早ではないかと辞職勧告決議への反対の御意見につ

いて、私も法の原則としての推定無罪は極めて重要であると認識しております。司法の場においては厳正な手続の下で事実が明らかにされるべきであり、その判断は裁判所に委ねられるべきものであります。

しかしながら、私たち市議会議員は、単に法的責任だけではなく、市民からの信頼の上に成り立つ公的な立場にあります。今回のように収賄という重大な容疑で逮捕されるという事態は、その時点で既に市議会全体に対する市民の信頼を大きく損なうものであります。ここで問われているのは、有罪か無罪かという司法判断ではなく、市民から負託を受けた議員としての適格性であり、市議会としての信頼をどう回復するかという点であります。仮にこの状況に対して市議会が何の意思表示も示さなければ、市民の皆様からは議員は身内に甘いのではないか、自浄作用が働いていないのではないかといった厳しい目が向けられることは避けられません。

辞職勧告決議は、法的拘束力を持つものではありません。しかし、議会としての倫理観と責任を示す極めて重い意思表示であります。これは個人の刑事責任を断定するものではなく、あくまで市議会としての信頼回復に向けた政治的・道義的判断であります。市民の信頼なくして議会は成り立ちません。だからこそ今、私たちは市民の皆様に対し議会は自らを律する組織であるという姿勢を明確に示さなければならないと考えます。

以上の理由から本決議に賛成するものであります。以上で私の討論を終わります。

○岡田議長 ほかに討論はありませんか。

錦織議員。

○錦織議員（登壇） 日本共産党の錦織陽子です。議案第60号の共同提出者として、賛成の立場から以下討論いたします。

4月7日夕方、議会事務局長より前議長が家宅捜査を受け、逮捕されたという報告を受け、大変な衝撃を受けました。

先ほどの土光議員の討論の中で疑問、疑念が出されました。それらのことを解決するためには、第8条、政治倫理審査会の設置をすべきだというふうに、これが妥当だというふうに私たち議員も考えまして、一旦はその方向で話し合いましたが、結論を私たちの議会のこの議員の任期中、つまり6月30日までには出すことはできないというふうに伝えられ、それで、だからこそ、この対応をめぐって、事の重大さゆえ、我々議員は何度も何度も慎重に議論を重ね、本日の決議の提出に至りました。

米子市議会基本条例第13条第2項により、米子市議会議員政治倫理条例を特別に定め、市民から負託を受けた議員には、特に高い倫理観の下、地位利用をして自己の利益を図ることのないよう規定しています。

当該議員の逮捕、勾留は、既に20日にも及び、今後どのような展開になるのかもわかりません。しかし、当該議員が政治倫理条例の政治倫理基準に反する疑いが持たれていることや、既に公務に就くことができない状態であり、実際に市民から、米子でも政治と金の問題かと不信の声が議員にも寄せられております。

私たち議員は、市議会議員選挙で当選すると、議員政治倫理条例に基づき宣誓書を提出しています。その職責の重さからも、こ

のたびの事案は辞職勧告に相当するものとして、決議の賛成討論といたします。以上です。

○岡田議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 ほかにないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡田議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和8年米子市議会4月臨時会を閉会いたします。

午前10時39分 閉会